１年単位の変形労働時間制に関する協定書

株式会社　　と株式会社　　労働組合とは、１年単位の変形労働時間制に関し、以下の通り協定する。

（勤務時間）

第１条　所定労働時間は１年単位の変形労働時間制によるものとし、１年を平均して週 40 時間を超えないものとする。

２　１日の所定労働時間は　時間とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりする。

始業：午前　　時　　終業：午後　　時　　休憩：　　時～　　時

（起算日）

第２条　対象期間の起算日は平成　　年　　月　　日とする。

（休日）

第３条　休日は、別紙年間カレンダーのとおりとする。

（対象となる従業員の範囲）

第４条　本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

１　18 歳未満の年少者

２　妊娠中または産後１年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

３　育児や介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（特定期間）

第５条　特定期間は定めないものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、起算日から１年間とする。

平成　　年　　月　　日

株式会社　　代表取締役社長　　印

株式会社　　労働組合　　印